

仕 様 書

1 業務名	こども科学館常設展示機器保守点検業務
対象物件	常設展示機器 75点
設置場所	和歌山市立こども科学館
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 業務内容

(1) 乙は、特に訓練された技術員を派遣して、次の常設展示機器の点検及び調整、各部分の掃除、故障した場合は修理を行い、本機器が常に正常に作動するようしなければならない。

(2) 機 器 名

1階 13点

○たんけん！宇宙ひろば

- | | | |
|-----------------------|------------|------------|
| 1. 宇宙ステーション | 2. 空気ロケット | 3. ヘリコプター |
| 4. ふしぎなコイル | 5. ふしぎな宇宙 | 6. 宇宙コースター |
| 7. 宇宙テレビ | 8. ふしぎな宇宙船 | |
| 9. ジャンケンロボット、スタンプロボット | | 10. 地球のまど |

11. 和歌山市の自然 (すべてコンピュータ制御)

12. 海底模型 13. 紀ノ川の地形模型

2階 49点

14. わくわくたいけんひろば 15. 三面鏡

- | | | |
|---------------------|------------|----------------|
| 16. 発電所からわたくしたちの町まで | 17. H2ロケット | |
| 18. てこ 滑車 | 19. 磁場のかたち | 20. ころがり続けるボール |
| 21. 力の伝わり方 | 22. ボールの運動 | |

23. 自転車発電 宇宙へ飛び出そう！ 24. 早押しゲーム 25. アーチ橋をつくろう

26. 地震の体験 27. 太陽の動き 28. 雷のおこるわけ

29. 形の変わる鏡 30. 光の等高線 31. UFOをつかめ

32. 超音波 33. 坂道を登るおもり 34. 空気がなかつたら

35. スピーカーのしくみ 36. 鉄琴をさわろう 37. 音をみよう

38. 弦をさわろう 39. 共振 40. 耳年齢テスト

41. ソーラーカーレース 42. 光を分けると 43. 光の三原色

44. 色の三原色 45. テレビ画面のしくみ 46. 光の性質

47. ジョギング発電 48. 発電のしくみ 49. モーターの回るしくみ

50. ためして学ぼう 磁石 51. 浮く鉄球 52. 静電気

53. リニアモーターカー 54. ためして学ぼう 電気と磁力

55. ローレンツ力ぶらんこ 56. 電磁誘導 57. 遠心力を見よう

58. 空気ショート 59. 落下実験 60. ジャイロ効果

61. ロボットと話そう 62. 君の体温で色が変わる

3階 12点

○光と音の国

- | | | |
|---------------|-------------|-----------------|
| 63. 光と音の国本体 | 64. 光のハーブ | 65. ミラーコスモス |
| 66. フローズンシャドウ | 67. サウンドドーム | 68. レーザーバトルロイヤル |
| 69. すけるとんミラー | 70. さかさめがね | 71. 音のふしぎ |
| 72. 光の七変化 | 73. つかめはやく | 74. 三次元の世界 |

4階 1点

75. 和歌山天文館プラネタリウム

(3) 点検及び調整の箇所

ケースの固定状況、毀損及び緩み。スイッチ及びボタンの作動状況。電球及び配線の状況など。海底模型は、剥離等した場所は塗装替えを行う。

(4) 修理の内容

展示機器の制御装置や内部機器、コンピュータソフト等が故障した場合は、必要に応じて乙が部品や内部機器を消耗品として購入し、製作、補修して修理すること

(5) 乙は、機器の修理及び部品の取り替えに当たっては、甲に事前に連絡し甲の指示を受けるものとする。

(6) 乙は、業務を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。

(7) 乙は、業務を履行したときは、遅滞なく作業内容を明らかにした点検報告書を提出すること。

3 業務回数

(1) 契約期間中12回行うものとし、実施日については甲の指示する日とする。

(2) 乙は、機器の故障のために甲から通知があったときは、前号の規定にかかわらず技術員を派遣すること。

(3) 特に、訓練された技術員を1回の業務について、2名以上派遣するものとする。

4 経費負担区分

(1) 機器の故障のため、甲が認めた修理に必要な部品及び消耗品、修理代は、年間（契約期間中）500,000円とし、これは乙の負担とする。

また、取り替えの経費（手数料・技術料等）については、乙の負担とする。

(2) 保守に必要な機材は、乙の負担とし、保守に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

5 業務遂行の技能

本業務の内容（常設展示機器の点検及び調整、各部分の掃除、故障した場合の修理、修理に必要な部品及び消耗品の購入等）は電気、機械、コンピュータプログラム解析・作成、展示物作成についての技能が必要となる。乙はその能力のあることを十分吟味したうえ入札に参加すること。

現場確認

入札に参加することを希望する者で、見積期間中に現場確認を希望する場合、事前に電話又は文書（FAX等）で申し出ること。申出の締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が当館休日の月曜日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

(申出先) 和歌山市立こども科学館（和歌山市寄合町19）

TEL：073-432-0002

FAX：073-432-0004

※疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で科学館事務長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前の17時まで、ただし締切日が休館日（月曜日あるいは月曜が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なるときはその次の休日でない日）になる場合はその前日の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和歌山市立こども科学館



橋 丁

板屋町

寄合町

ト半町

目

十三番丁



業務委託契約書

（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市立こども科学館の常設展示機器保守点検業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は和歌山市立こども科学館の常設展示機器保守点検業務（以下「委託業務」という）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従つて委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、
円（消費税及び地方消費税分
支払うものとする。
む。）とし、3ヶ月ごとに
円（消費税及び地方消費税分
円を含む。）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、四半期ごとに履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、率年2.5%を乗じて計算した額の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除する

ことができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
(談合等不正行為に係る甲の解除)
- 第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条

第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、第12条の確認の日から6月間、乙に対して委託業務の履行が不完全であると認められるときは、完全な委託業務の履行を請求することができる。

- 2 甲は、前項の委託業務の完全な履行に代え又は完全な履行とともに、損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙